

「秋田県環境保全センター」に係る指定管理者（候補者）の選定の方法及び結果について

● 選定の方法

- 1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各選定委員が評価（評点付け）を行った。
【評 点】 5点：特に優れている 4点：優れている 3点：やや優れている 2点：やや劣っている 1点：劣っている
- 2 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討を行い、適當と認められる団体を指定管理者の候補者として選定した。
(議論・検討の概要については、下記「総合評価（選定結果）」を参照)

● 評 点 表

	1 県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	2 公の施設の設置目的の効果的な達成 (満点:10点)	3 効率的な管理 (満点:10点)	4 適正かつ確実な管理を行う能力 (満点:40点)	5 センターの設置目的または性質に応じて定める基準 (満点:35点)	6 県の重要施策推進に係る項目 (満点:5点)	合 計 (満点:100点)
一般財団法人 秋田県総合公社	○	8.6	7.7	32.0	31.3	3.6	83.2

※四捨五入の都合上、各点数の合計は、合計欄に記載の点数と異なる場合があります。

■ 総合評価（選定結果）

- 施設の設置目的の効果的達成や効率的な管理については、これまでの管理実績及び運営能力が評価された。
- 管理能力については、経営状況や有資格者の確保などが評価された。
- 評点の合計と上記評価結果から総合的に判断し、一般財団法人秋田県総合公社を指定管理者の候補者として選定することを決定した。